

別表第十二機械加工の項学科試験の欄第九号中子を削り、リを子とし、又からヲまでをリからルまでとし、同項実技試験の欄第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表紳士服製造の項実技試験の欄第二号中「紳士既製服型紙製作作業」を「紳士既製服製造作業」に、

「製図及び型紙の製作」を「製図及び型紙の製作」に改め、

「裁断」を「裁断」に改め、

「縫製及び仕上げ」を「縫製及び仕上げ」に改め、

「製品検査」を「製品検査」に改め、

「縫製機械の点検及び調整」を「縫製機械の点検及び調整」に改め、

同欄中第三号を削り、同表陶磁器製造の項学科試験の欄第六号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項実技試験の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第十三機械加工の項学科試験の欄第九号中子を削り、リを子とし、又からヲまでをリからルまでとし、同項実技試験の欄第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表紳士服製造の項実技試験の欄第二号中「紳士既製服型紙製作作業」を「紳士既製服製造作業」に、

「製図及び型紙の製作」を「製図及び型紙の製作」に改め、

「製品検査」を「製品検査」に改め、

「縫製及び仕上げ」を「縫製及び仕上げ」に改め、

「縫製機械の点検及び調整」を「縫製機械の点検及び調整」に改め、

同欄中第三号を削り、同表陶磁器製造の項学科試験の欄第六号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項実技試験の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第十四機械加工の項中

「紳士既製服型紙製作作業」を「紳士既製服製造作業」に改め、同表陶磁器製造の項中

「紳士既製服縫製作業」を「紳士既製服製造作業」に改め、

「手ろくろ成形作業」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(訓練基準に関する経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に、園芸科、造園科、製版科、印刷科、製本科、食肉加工科、公害検査科、金属塗装科、木工塗装科、建築塗装科又は介護サービス科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれ第一条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第二に定めるところによる園芸科、造園科、製版科、印刷科、製本科、食肉加工科、公害検査科、金属塗装科、木工塗装科、建築塗装科又は介護サービス科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けた第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第二に定めるところにより行われた訓練の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第二に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2 新規則別表第二に定めるところによる園芸科、造園科、製版科、印刷科、製本科、食肉加工科、公害検査科、金属塗装科、木工塗装科、建築塗装科又は介護サービス科に係る訓練を行うことができなない特別な事情がある場合において、第一条の規定の施行の際現に、園芸科、造園科、製版科、印刷科、製本科、食肉加工科、公害検査科、金属塗装科、木工塗装科、建築塗装科又は介護サービス科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対して行われる第一条の規定の施行後に行われる普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

（職業訓練指導員試験に関する経過措置）

第三条 第一条の規定の施行前に製版・印刷科、公害検査科及び介護サービス科に係る職業訓練指導員試験において学科試験の科目のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者は、新規則第四十六条の規定の適用については、それぞれ新規則の規定により行われた製版・印刷科、公害検査科及び介護サービス科の職業訓練指導員試験において学科試験の科目のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者とみなす。

(技能検定に関する経過措置)

第四条 第二条の規定の施行前に第二条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第十二又は別表第十三の検定職種に掲げる紳士服製造に係る技能検定において実技試験の科目のうち紳士既製服型紙製作作業又は紳士既製服縫製作業を選択して実技試験に合格した者は、第二条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則第六十五条第二項から第六項まで、第六十八条の二第一項及び別表第十四の規定の適用については、それぞれ第二条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則別表第十二又は別表第十三の検定職種に掲げる紳士服製造に係る技能検定において実技試験の科目のうち紳士既製服製造作業を選択して実技試験に合格した者とみなす。

○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令

- 次に掲げる省令の規定中「又は看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。
- 一 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成二十年厚生省令第五十一号）附則第二項
- 二 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十九條第三項、第三十一條第三項、第四十四條第三項及び第四十七條第三項

附則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項及び第五条第七項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

国民健康保険の事務費負担金等の算定に関する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等に関する省令の一部を改正する省令

第十四条第一号イ中「0.4262」を「0.4282」に改め、「1.504.00円」を「1.539.00円」に改め、同号ロ中「0.000002793」を「0.000002956」に改め、「0.010662」を「0.008579」に改め、同条第二号イ中「一万六千二百五十七円六十九銭」を「一万六千六百三十七円十銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一三三二五」を「〇・〇一三三二七」に改め、同条第三号イ中「一万五千八百八十六円三十五銭」を「一万六千九百四十九円二十一銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一〇〇〇七」を「〇・〇一〇五六九」に改める。

附則第二条の見出し中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に改め、同条中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に改め、同条中「百分の百三十三」を「百分の百三十八」に改める。

附則第二条の二（見出しを含む。）及び第三条の三（見出しを含む。）中「平成二十五年年度及び平成二十六年年度」を「平成二十六年年度及び平成二十七年年度」に改める。